

商標法施行令

全文改正 1990.08.28 大統領令 第 13081 号	改正 2009.06.30 大統領令 第 21582 号
改正 1992.10.27 大統領令 第 13747 号	改正 2010.04.07 大統領令 第 22112 号
改正 1993.03.06 大統領令 第 13870 号	改正 2011.12.02 大統領令 第 23343 号
改正 1997.12.31 大統領令 第 15578 号	改正 2012.01.06 大統領令 第 23488 号
改正 2001.06.27 大統領令 第 17249 号	改正 2013.03.23 大統領令 第 24439 号
改正 2004.03.17 大統領令 第 18312 号	改正 2014.06.25 大統領令 第 25400 号
改正 2005.06.30 大統領令 第 18901 号	改正 2015.04.29 大統領令 第 26216 号
改正 2007.06.28 大統領令 第 20125 号	全文改正 2016.07.12 大統領令 第 27331 号
改正 2008.02.29 大統領令 第 20729 号	

第 1 条(目的) この令は、「商標法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(標章の区分) 「商標法」(以下“法”という)第 2 条第 1 項第 2 号による標章は、次の各号に区分する。

1. 記号、文字、数字、図形、図案、立体的形状、これらの結合またはこれらに色彩を結合したもの
2. 単一の色彩、色彩の組み合わせ、ホログラム、連続した動作など視覚的に認識することができるもの
3. 音・においなどの視覚的に認識することができないもの

第 3 条(団体標章の使用に関する定款の記載事項) ①法第 36 条第 3 項で“大統領令で定める団体標章の使用に関する事項”とは、次の各項の事項をいう。

1. 団体標章を使用する所属団体の加入資格・加入条件及び脱退
2. 団体標章の使用条件
3. 第 2 号の使用条件に違反した者に対する制裁
4. その他団体標章の使用に必要な事項

②地理的表示団体標章の場合には、第 1 項各号の事項以外に次の各号の事項を含む。

1. 商品の特定品質・名声またはその他の特性
2. 地理的環境と商品の特定品質・名声またはその他の特性との本質的な連関性
3. 地理的表示の対象地域
4. 商品の特定品質・名声またはその他の特性に対する自己管理基準及び維持・管理方案

第 4 条(証明標章の使用に関する事項を定めた書類などの記載事項) ①法第 36 条第 4 項で“大統領令で定める証明標章の使用に関する事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性(以下“品質など”という)

2. 証明標章の使用条件
3. 第2号の使用条件に違反した者に対する制裁
4. その他証明標章の使用に必要な事項

②法第36条第4項による品質などを証明し管理することができることを証明する書類には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 証明しようとする商品の品質などに対する試験・検査の基準、手続き及び方法など
2. 証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人材など
3. 証明標章使用者に対する管理・監督など
4. その他証明しようとする商品の品質などを証明し管理することができることを客観的に証明することができる事項

第5条(地理的表示の定義と一致することを立証することができる書類) 地理的表示団体標章登録若しくは地理的表示証明標章登録を受けようとする者は、法第36条第5項により同条第3項または第4項の書類以外に地理的表示の定義と一致することを証明することができる次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 商品の特定品質・名声またはその他の特性に関する書類
2. 地理的環境と商品の特定品質・名声またはその他の特性との本質的な関連性に関する書類
3. 地理的表示の対象地域に関する書類

第6条(証明標章登録出願に関する意見聴取など) 特許庁長は、証明標章登録出願の審査に必要な場合、次の各号の事項に対し関係行政機関若しくは商品に関する知識と経験が豊かな者の意見を聴くか、資料提出などの協力を要請することができる。

1. 証明しようとする商品の品質などに関する事項
2. 証明標章登録出願人が該当商品の品質などを証明し管理することができる能力を備えているのかに関する事項
3. その他証明標章登録の要件に関する事項

第7条(地理的表示団体標章登録出願に関する地方自治体の意見聴取など) ①特許庁長は、地理的表示団体標章登録出願の審査に必要な場合、次の各号の事項に対し関連地方自治体の意見を聞くか、資料提出などの協力を要請することができる。

1. 地理的表示を使用することができる該当商品(以下“地理的表示該当商品”という)の生産・製造・加工及び流通に関する事項
2. 地理的表示該当商品の生産者団体など、地理的表示商品現況に関する事項
3. 出願人がその地域の生産者などを代表することができる資格若しくは能力を備えているのかに関する事項
4. その他地理的表示該当商品の特性、地理的環境と商品の特定品質などとの本質的関連性など、地理的表示団体標章の登録要件に関する事項

②地理的表示の対象地域を管轄する地方自治団体の長は、該当地理的表示団体標章登録出願に対し特許庁長に次の各号の事項に関する意見を提出することができる。

1. 出願人が地理的表示該当商品の生産・製造・加工及び流通と関連して、その地域の生産者などを代表することができる資格若しくは能力を備えているか否か
2. 地理的表示該当商品の特性、地理的表示の対象地域及び自己管理基準などが適正か否か

③地理的表示の対象地域を管轄する地方自治体の長は、地理的表示の適切な保護のために必要な場合には出願人と協議するか、調整することができる。

第8条(団体標章登録出願などの移転) ①法第48条第7項ただし書きにより団体標章登録出願の移転許可を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める移転許可申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法人の合併を証明する書類
2. 合併後存続する法人の定款(第3条各号による団体表彰の使用に関する事項が含まれたものをいう。)

②法第48条第8項ただし書きにより証明標章登録出願の移転許可を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める移転許可申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 証明標章登録出願をその証明標章の業務と共に移転することを証明する書類
2. 証明標章登録出願の移転を受ける者が使用する法第36条第4項による定款または規約
3. 第4条第1項による証明標章使用に関する事項を定めた書類
4. 第4条第2項による証明しようとする商品の品質などを証明し管理することができることを証明する書類

第9条(審査官の資格) ①法第50条第1項による審査官になることができる者は、次の各号のいずれか1つに該当する特許庁又はその所属機関公務員であって、国際知識財産研修院で審査官研修課程を修了した者とする。ただし、「国家公務員法」第28条の4第1項による開放型職位に指定された審査官として任用することができる者は、同条第2項により設定された職務遂行要件を備えた者とし、同法第28条の5第1項による公募職位に指定された審査官に任用することができる者は、同条第2項により設定された職務遂行要件を備えた者とする。

1. 高位公務員団に属する一般職公務員
2. 5級以上の一般職国家公務員
3. 6級一般職国家公務員(「公務員任用令」別表4の2による専門任期制公務員力級又はナ級の資格基準を満たす者に限定する)

②第1項各号による審査官資格の職級に該当する公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)として弁理士の資格がある者は、第1項各号以外の部分本文にかかわらず審査官になることができる。

③第1項各号以外の部分本文による審査官の研修に関する事項は、特許庁長が定める。

第10条(専門機関の指定基準など) ①特許庁長は、法第51条第1項により次の各号の要件を全て備えた法人を専門機関に指定することができる。

1. 業務に必要な装備を保有すること
2. 業務を遂行することができる専任人力及び組織を確保すること
3. 業務遂行の独立性と公正性を保障することができる業務処理基準を備えること
4. 業務と関連した秘密の漏洩防止のための保安体系を備えること
5. 法第52条第1項第1号の事由で専門機関指定が取り消された法人又は取消当時にその法人で役員としていた者が所属している法人である場合、その指定が取り消されてから2年が過ぎること

②専門機関として指定を受けようとする者は、専門機関指定申請書に第1項各号の要件を全て備えたことを証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③第1項各号の要件による細部基準と専門機関の指定・運営に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第11条(専門機関の業務など) ①法第51条第1項第3号で“商標の使用実態調査など大統領令で定める業務”とは、次の各号の業務をいう。

1. 商標の使用実態調査
2. 商品の取引実態調査
3. 国際商標登録出願に関する翻訳
4. 商標審査資料の構築及び管理
5. 商用の客観的認知度調査
6. その他特許庁長が商標登録出願の審査に必要であると認める業務

②専門機関は、法第51条第1項により特許庁長から依頼を受けた業務を公正に処理し、その処理結果を迅速に特許庁長に通知しなければならない。

③特許庁長は、第2項により通知を受けた業務の処理結果に対し追加調査などが必要であると判断される場合には、調査範囲などを定めてその専門機関の長に業務を再び依頼することができる。

第12条(優先審査の対象) 法第53条第2項第2号で“出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用しているなど大統領令で定める商標登録出願として緊急な処理が必要であると認められる場合”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に対し使用しているか、使用する準備をしていることが明白な場合
2. 商標登録出願人が、その商標登録出願と関連して他の商標登録出願人から法第58条第1項による書面警告を受けた場合
3. 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して法第58条第1項による書面警告をした場合
4. 法第167条によるマドリッド議定書(以下“マドリッド議定書”という)による国際出願の基礎となる商標登録出願をした場合であって、マドリッド議定書による国際登録日又は事後指定日が国際登録簿に登録された場合
5. 「調達事業に関する法律」第9条の2第1項第2号による中小企業者が共同で設立した法人が出願した団体標章である場合
6. 条約による優先権主張の基礎となる商標登録出願をした場合であって、外国特許機関で優先権主張を随伴した出願に関する手続きが進行中の場合
7. 存続期間満了で消滅した登録商標の商標権者が商標登録出願をした場合であって、その標章と指定商品が存続期間満了で消滅した登録商標の標章及び指定商品と全部同一な場合

第13条(優先審査の申請など) ①法第53条第2項による優先審査を申請しようとする者は、産業通商資源部令で定める優先審査申請書に産業通商資源部令で定める書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項による優先審査申請を受けた場合には、優先審査可否を決定して申請人に通知しなければならない。

③第2項による優先審査可否決定に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第 14 条(商標公報に掲載する登録公告事項) ①法第 82 条第 3 項で“商標権者の氏名・住所及び商標登録番号など大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 商標権者の氏名と住所(法人の場合にはその名称と営業所の所在地)。ただし、自然人である商標権者の申請があれば、住所の一部のみを掲載することができる。
2. 標章(第 2 条第 3 号に該当する標章の場合には“見本なし”と表示する)
3. 指定商品及び商品類
4. 商標登録出願番号及び商標登録出願日(法第 180 条第 1 項による国際商標登録出願である場合には国際登録番号及び同条第 2 項による国際登録日若しくは事後指定日)
5. 出願公告番号及び出願公告日
6. 商標登録番号及び商標登録日
7. 商標登録公報番号及び商標登録公告日
8. 条約による優先権主張に関する事項(法第 46 条第 1 項による優先権を主張する商標登録出願である場合のみ該当する)
9. 商標に対する説明(第 2 条第 2 号に該当する標章のみからなつた商標及び同条第 3 号に該当する標章を含む商標である場合のみ該当する)
10. 第 2 条第 3 号に該当する標章を含む商標の場合、視覚的表現(該当標章を文字・数字・記号・図形又はその他の方法を通じて視覚的に認識し特定することができるように具体的に表現したものをいう。以下同じ)に関する事項
11. 視覚的表現に合致する音ファイル(音商標である場合のみ該当する)
12. 法第 33 条第 2 項に該当することを示す趣旨(同項に該当して登録決定された商標登録出願である場合のみ該当する)
13. 地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章という趣旨(地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章のみ該当する)
14. 法第 36 条第 3 項及び第 4 項による定款又は規約の要約書(団体標章、地理的表示団体標章、証明標章及び地理的表示証明標章のみ該当し、法第 43 条第 1 項又は第 2 項により修正された定款又は規約は修正されたものとする)
15. 指定商品を追加しようとする商標の商標登録番号又は商標登録出願番号(指定商品追加登録である場合のみ該当する)
16. その他特許庁長が掲載する必要があると認める事項

②第 1 項第 1 号ただし書きによる申請の方法・手続きと住所の掲載範囲は、特許庁長が定めて告示する。

第 15 条(団体標章権などの移転) ①法第 93 条第 6 項ただし書きにより団体標章権の移転許可を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める移転許可申請書に第 8 条第 1 項各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

②法第 93 条第 7 項ただし書きにより証明標章権の移転許可を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める移転許可申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 証明標章権をその証明標章の業務と共に移転することを証明する書類
2. 証明標章権の移転を受ける者が使用する法第 36 条第 4 項による定款又は規約
3. 第 8 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の書類

第 16 条(審判官などの資格) ①法第 129 条第 2 項による審判官になることができる者は、特許庁若しくはその所属機関の高位公務員団に属する一般職公務員又は同機関の 4 級以上一般職国家公務員のうち次の各号のいずれか一つに該当する者であつて、国際知識財産研修院で審判官研修課程を修了した者とする。ただし、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項による開放型職位に指定された審判官として任用することができる者は、同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた者とし、同法第 28 条の 5 第 1 項による公募職位に指定された審判官に任用することができる者は、同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた者とする。

1. 特許庁で 2 年以上審査官として在職した者
2. 次の各目の期間を合わせた期間が 2 年以上の者

カ.高位公務員団に属する一般職公務員又は 5 級以上一般職国家公務員として特許審判院で審判業務に直接従事した期間

ナ.特許庁で審査官として在職した期間

②法第 131 条第 1 項による審判長になることができる者は、特許庁又はその所属機関の高位公務員団に属する一般職公務員又は同機関の 3 級一般職国家公務員として次の各号のいずれか一つに該当する者とする。ただし、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項による開放型職位に指定された審判長として任用することができる者は、同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた者とし、同法第 28 条の 5 第 1 項による公募職位に指定された審判長に任用することができる者は、同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた者とする。

1. 特許審判院で 2 年以上審判官として在職した者
2. 第 1 項による審判官の資格を備えた者として、3 年以上特許庁又はその所属機関で審査又は審判事務に従事した者

③特許審判院長になることができる者は、審判官の資格がある者とする。

④第 1 項から第 3 項までの規定による審判官、審判長又は特許審判院長の資格の職級に該当する公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)として弁理士の資格がある者は、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらずそれぞれ審判官、審判長又は特許審判院長になることができる。

⑤第 1 項本文による審判官の研修に必要な事項は、特許庁長が定める。

第 17 条(地理的表示団体標章の国際商標登録出願時の提出書類) 法第 182 条第 3 項後段で“大統領令で定める書類”とは、第 5 条各号の書類をいう。

第 18 条(書類の送達など) ①法第 218 条による書類の送達手続きは、次の各号のいずれか一つに該当する方法でする。

1. 当事者若しくはその代理人が特許庁又は特許審判院で直接受領する方法
2. 当事者若しくはその代理人が情報通信網を利用して受領する方法
3. 登記郵便で発送する方法

②特許庁長若しくは特許審判院長は、第 1 項により書類を送達したのであれば次の各号の区分によって受領証などを保管しなければならない。

1. 第 1 項第 1 号の場合: 受領日及び受領者の氏名が記された受領証
2. 第 1 項第 2 号の場合: 特許庁若しくは特許審判院が運営する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された

内容

3. 第1項第3号の場合: 登記郵便物受領証

③商標登録異議申立、審判、再審に関する審決又は決定の謄本は、第1項にかかわらず「郵便法」第15条第3項による選択的郵便役務のうち産業通商資源部令で定める種類で送達しなければならない。ただし、法第31条第1項による電子文書利用申告をした者には、情報通信網を利用して送達することができる。

④送達をする場合には、法若しくはこの令に特別な規定がなければ送達を受けた者に書類の謄本を送らなければならない。送達する書類の提出に代わって調書を作成したときには、その調書の謄本若しくは抄本を送らなければならない。

⑤次の各号のいずれか一つに該当する場合には、各号で定めた者に書類を送達する。

1. 未成年者、被限定後見人(商標権又は商標に関する権利と関連した法定代理人がいる場合に限定する)又は被成年後見人の場合: 法定代理人
2. 刑務所・拘置所などの矯正施設に拘束された者の場合: 矯正施設の長
3. 当事者若しくは彼の代理人が2人以上の場合に書類の送達を受けるための代表者1人を選定して特許庁長若しくは特許審判院長に申告した場合: その代表者
4. 2人以上が共同で代理権を行使する場合: そのうち1人

⑥送達場所は送達を受ける者の住所若しくは営業所とする。ただし、送達を受けようとする者が国内の送達場所を特許庁長若しくは特許審判院長に予め申告した場合には、その場所とする。

⑦送達を受ける者が送達場所を変更したときには、遅滞なくその事実を特許庁長に申告しなければならない。

⑧送達を受ける者が正当な事由なしに送達を受けることを拒否して送達することができなくなったときには、発送した日に送達されたものと見る。

⑨法によって送達する書類以外の書類の送達に必要な事項は、特許庁長が定める。

第19条(商標公報) ①特許庁長は、法第221条第1項により次の各号の事項を掲載した商標公報を発行しなければならない。

1. 法第57条第2項による出願公告
2. 法第82条第3項による登録公告

②第1項第1号による出願公告事項を商標公報に掲載する場合には、次の各号の事項を含まなければならない。

1. 出願人の氏名と住所(法人の場合にはその名称と営業所の所在地)。ただし、自然人である出願人の住所はその出願人の申請があれば、住所の一部のみを掲載することができる。
2. 標章(第2条第3号に該当する標章の場合には“見本なし”と表示する)
3. 指定商品及び商品類
4. 商標登録出願番号及び商標登録出願日(法第180条第1項による国際商標登録出願である場合には国際登録番号及び同条第2項による国際登録日若しくは事後指定日)
5. 出願公告番号と出願公告日
6. 条約による優先権主張に関する事項(法第46条第1項による優先権を主張する商標登録出願である場合のみ該当する)
7. 商標に対する説明(第2条第2号に該当する標章のみからなった商標及び同条第3号に該当する標章を含む商標である場合のみ該当する)

8. 視覚的表現に関する事項(第 2 条第 3 号に該当する標章を含む商標である場合のみ該当する)
 9. 視覚的表現に合致する音ファイル(音商標である場合のみ該当する)
 10. 法第 33 条第 2 項に該当することを示す趣旨(同項に該当して公告決定された商標登録出願である場合のみ該当する)
 11. 地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章という趣旨(地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章のみ該当する)
 12. 法第 36 条第 3 項及び第 4 項による定款又は規約の要約書(団体標章、地理的表示団体標章、証明標章及び地理的表示証明標章のみ該当し、法第 43 条第 1 項又は第 2 項により修正された定款又は規約は修正されたものとする)
 13. 指定商品を追加しようとする商標の商標登録番号又は商標登録出願番号(指定商品追加登録である場合のみ該当する)
 14. 法第 59 条による職権補正に関する事項
 15. その他特許庁長が掲載する必要があると認める事項
- ②第 2 項第 1 号ただし書きによる申請の方法・手続きと住所の掲載範囲は、特許庁長が定めて告示する。

第 20 条(固有識別情報の処理) 特許庁長若しくは特許審判院長は、次の各号の事務を遂行するために不可避な場合「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号又は第 4 号による住民登録番号又は外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第 29 条による固有番号の付与に関する事務
2. 法第 56 条による書類の提出などに関する事務
3. 法第 144 条による証拠調査又は証拠保全に関する事務
4. その他法及びこの令による出願、審査、審判、登録に関する申請・申告又は提出に関する事務

第 21 条(過怠料の賦課基準) 法第 237 条第 1 項による過怠料の賦課基準は、別表の通りである。

付 則<大統領令第 27331 号、2016.7.21.>

第 1 条(施行日) この令は、2016 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条(優先審査の対象に関する適用例) 第 12 条の改正規定は、この令施行前に出願した商標登録出願に対しても適用する。

第 3 項(過怠料に関する経過措置) ①この令施行前の違反行為で受けた過怠料の賦課処分は、別表の改正規定による違反行為の回数算定に含む。

②大統領令第 23343 号商標法施行令一部改正令(以下“一部改正令”という)の施行日である 2011 年 12 月 2 日前の違反行為に対し過怠料の賦課基準を適用するときには、別表の改正規定にかかわらず一部改正令に改正される前の規定による。